

# IV <防災対策>

## 防災対策(自分の身を自分で守るための日頃からの備え)

※(1)(2)県発行「障害者とその周囲の人達のための防災対策行動マニュアル」から抜粋

### (1) 普段からの心構え

大規模地震等の災害はいつ起こるかわかりません。万一、災害が発生した場合は防災機関等を含む多くの人々が被災する可能性があります。

その際には、周囲の人と協力して自分の身は自分で守るという「セルフディフェンス」の考え方が大切です。災害発生時には、どんな状況下に置かれることになるか誰にも予測が付きません。こうした場合、障がいをお持ちの人達にとって、「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を、周囲の人達に的確に伝えるための準備をしておくことが大変重要です。

そして、いざという時に頼りになるのが、隣近所です。地域には自主防災組織がありますが、隣近所との防災ネットワークはより密接な連携が必要です。緊急時に助け合い、励まし合い、いたわり合える関係は日頃のつき合いから始まります。

また、障がい者の団体や協会のような組織には情報が集まりますし、個人単位では声がとどきにくい要望や提案を集約し、行政に伝えることもできます。いざという時の支援グループとして強い味方になります。ボランティアグループとの連携もそのような団体を通じて構築していく機会がありますので、障がい者グループへの参加も大切なことです。

防災関係機関や社会福祉施設、医療機関等の災害時の対応の仕方を事前に認識しておく必要があります。どこの機関がどのような対応をするのかリストアップしておきましょう。

### (2) 家の中の安全対策



#### ① 家具・電化製品の固定

阪神・淡路大震災の時、家は倒れなかったが家の中の家具や電化製品の転倒により、ケガをした人が多くいました。家の中を安全空間にするには、家具や電化製品・照明器具等をしっかり固定することが必要です。

また、タンスや戸棚に物を入れる場合はできるだけ重い物は下部に、軽い物を上部に収納するなどの工夫をするとよいでしょう。特に両開きの扉は地震の揺れで開いてしまい、中の物が飛び出しますので、きちんと止めておく必要があります。寝室には背の高い家具は置かずに、安全な空間を造っておき、いざという時の安全な場所として確保しておく工夫も大切です。

ひさんぼうしたいさく  
② ガラスの飛散防止対策

大きな地震が発生すると停電になります。暗闇の中を素足で避難しようとして、割れたガラスでケガをすることがあります。家の窓ガラスや食器戸棚のガラスが割れて飛び散らないようにガラス飛散防止フィルムを貼ることも有効です。また、絵画や人形ケース等はガラスを透明なアクリル板に変えると安全です。

いえ なか せいりせいとん  
③ 家の中の整理整頓

地震が発生して棚の上の物が落下しないように固定し、重い物を上に乗せないように整理整頓が必要です。特に避難をしようとした時に避難路の妨げにならないよう、出入口は十分注意して整理整頓する必要があります。

ひじょうようひん おな ところ  
④ 非常用品はいつも同じ所に

懐中電灯は夜光テープを貼り、常に置き場所を決めておきます。また、ヘルメットや靴も必ず枕元等いざという時、すぐに手が届く決まった場所に用意しておきます。非常用持ち出し袋は出入口近くの取出しやすい位置に置いておきます。消火器具も火元になりそうな所から少し離れた場所に置いておかないと、火災が発生した時に手が届かなくなります。

**(3) 災害時用ストマ用装具の保管** 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

災害時に住居が被災し、ストマ用装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ用装具1週間分をお預かりし保管します。

**対** 町内に住所があり、ストマ用装具をご使用されている方

◆保管方法

保管期間は概ね1年間です。(定期保管受付時期は11月です。この時期以外でも申請可能ですが、終了時期は、次の11月になります。)

終了時期になりましたら、町から文書により連絡しますので、受け取りに来ていただきます。この際、新しいストマ用装具の保管を申請できます。

- ※ 故意又は重過失による破損を除き、ストマ用装具の品質管理などの責は負いません。
- ※ 終了時期を過ぎても受け取りに来ていただけない場合、町でこのストマ用装具を破棄することがあります。

◆災害時の対応

役場にストマ用装具を受け取りに来ていただきます。なお、災害の状況により、柔軟に対応いたします。

必要なもの	
印鑑	
入れたもの	「携帯用バッグ」に住所・氏名・電話番号を記載し、ストマ用装具1週間分 ※携帯用バッグは、各人でご用意ください。 ※バッグの大きさは30cm×20cm×10cm程度以内にしてください。

#### (4) 救急医療情報キット

問 湯河原町社会福祉協議会 ☎62-3700

病気や災害の緊急時に備えて、持病や普段飲んでる薬などの医療情報を記入したものです。救急隊や医師に的確な情報を伝えることで安全安心を確保します。

対  
申  
必

町内在住で、障がい児者を有する世帯又は高齢者のみの世帯  
申請書を町社会福祉協議会へ提出  
障害者手帳



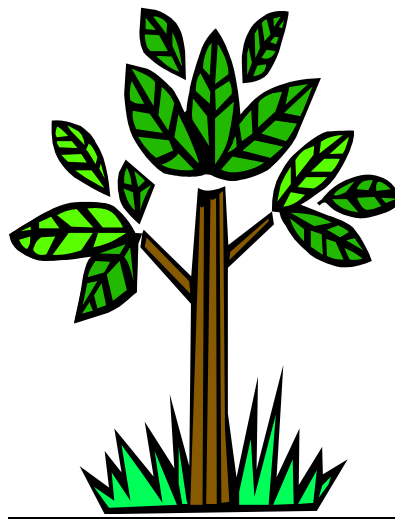
#### (5) 避難行動要支援者名簿

大規模災害が発生した場合、情報の入手や避難行動などが困難な高齢者や障がい者といった災害時要援護者を支援するため、災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）作成を推進しています。

このプランを基に、町と自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、介護事業関係者、消防署（消防団を含む）及び警察署がプラン内容を共有し、各機関及び地域住民が協力して、避難情報等の伝達、避難誘導、安否確認の実施に努めます。

災害時要援護者プランの作成を希望される方は、各窓口へ調査票を提出してください。

- 問合せ
- ▽ 高齢者 … 介護課 ☎63-2111 (347)
- ▽ 障がい者… 社会福祉課 ☎63-2111 (312)



この資料でご不明な点がありましたらお問い合わせください。

#### 【事務担当】

社会福祉課 障がい福祉係

電話 0465-63-2111 (内線 311・312)

F A X 0465-63-2940

E-mail fukushi@town.yugawara.kanagawa.jp